

新潟市文化創造推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新潟市文化創造都市ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定及び推進に全庁的に取組むため、新潟市文化創造推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキンググループを置くものとする。

2 ワーキンググループは、別表2に掲げる課等に属する者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、文化スポーツ部文化政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

新潟市文化創造推進本部員	
教育長	都市政策部長
政策企画部長	北区長
市民生活部長	東区長
文化スポーツ部長	中央区長
観光・国際交流部長	江南区長
福祉部長	秋葉区長
こども未来部長	南区長
保健衛生部長	西区長
経済部長	西蒲区長
農林水産部長	教育次長

別表2（第6条関係）

新潟市文化創造推進本部ワーキンググループ	
政策企画部 広報課	農林水産部 食と花の推進課
市民生活部 市民協働課	都市政策部 まちづくり推進課
文化スポーツ部 新潟市美術館	北区 産業振興課
文化スポーツ部 歴史文化課	東区 地域課
観光・国際交流部 観光政策課	中央区 地域課
観光・国際交流部 観光推進課	江南区 産業振興課
観光・国際交流部 国際課	秋葉区 地域総務課
福祉部 障がい福祉課	南区 地域総務課
福祉部 高齢者支援課	西区 地域課
福祉部 地域包括ケア推進課	西蒲区 地域総務課
こども未来部 こども政策課	教育委員会事務局 生涯学習推進課
保健衛生部 健康増進課	教育委員会事務局 学校支援課
経済部 産業政策・イノベーション推進課	教育委員会事務局 生涯学習センター
経済部 商業振興課	教育委員会事務局 中央公民館
経済部 企業誘致課	教育委員会事務局 中央図書館